

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1014	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木市長

公表日

令和7年11月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 栃木市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金【令和4年12月31日終了】 (2) 栃木市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金【令和5年5月31日終了】 (3) 栃木市低所得世帯支援給付金【令和6年6月30日終了】 (4) 栃木市住民税均等割のみ課税世帯支援臨時給付金 (5) 栃木市低所得子育て世帯支援こども加算臨時給付金 (6) 栃木市低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付） (7) 栃木市新たな低所得世帯支援臨時給付金 (8) 栃木市新たな低所得子育て世帯支援こども加算臨時給付金 (9) 栃木市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 (10) 栃木市住民税非課税世帯等に対するこども加算臨時給付金 (11) 栃木市定額減税補足給付金（不足額給付）
③システムの名称	特別定額給付金システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
市町村民税情報ファイル、口座情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法） 第9条第1項、別表 第135項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号） 第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第二条 表160項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	(1)～(3)、(9)、(10)の事務：保健福祉部福祉総務課 (4)～(8)の事務：総合政策部総合政策課 (11)の事務：経営管理部税務課
②所属長の役職名	(1)～(3)、(9)、(10)の事務：福祉総務課長 (4)～(8)の事務：総合政策課長 (11)の事務：税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	(1)～(3)、(9)、(10)の事務: 栃木市役所 保健福祉部福祉総務課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2201 (4)～(8)の事務: 栃木市役所 総合政策部総合政策課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2305 (11)の事務: 栃木市役所 経営管理部税務課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2261
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	(1)～(3)、(9)、(10)の事務: 栃木市役所 保健福祉部福祉総務課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2201 (4)～(8)の事務: 栃木市役所 総合政策部総合政策課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2305 (11)の事務: 栃木市役所 経営管理部税務課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2261
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	給付金の申請書類等により取得した、口座情報等の個人情報を、給付金システムへ入力する事務にあたり、下記①～③のとおり対策を実施していることから、十分であると考えられる。 ①入力事務に係るマニュアルの作成 ②事務に従事する職員(会計年度職員含む)及び人材派遣業者への研修の実施 ③入力情報の複数人による確認	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	栃木市保有個人情報等の安全管理措置に関する規程に従い、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(計計年度任用職員を含む)等に対し、給付金に係る事務が開始するタイミングに合わせ、適切な研修を実施している。 以上により、従事者に対する教育・啓発は十分に行っていると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)栃木市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金【令和4年12月31日終了】 (2)栃木市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金【令和5年5月31日終了】 (3)栃木市低所得世帯支援給付金【令和6年6月30日終了】 (4)栃木市住民税均等割のみ課税世帯支援臨時給付金 (5)栃木市低所得子育て世帯支援こども加算臨時給付金 (6)栃木市低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付) (7)栃木市新たな低所得世帯支援臨時給付金 (8)栃木市新たな低所得子育て世帯支援こども加算臨時給付金	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)栃木市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金【令和4年12月31日終了】 (2)栃木市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金【令和5年5月31日終了】 (3)栃木市低所得世帯支援給付金【令和6年6月30日終了】 (4)栃木市住民税均等割のみ課税世帯支援臨時給付金 (5)栃木市低所得子育て世帯支援こども加算臨時給付金 (6)栃木市低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付) (7)栃木市新たな低所得世帯支援臨時給付金 (8)栃木市新たな低所得子育て世帯支援こども加算臨時給付金 (9)栃木市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 (10)栃木市住民税非課税世帯等に対するこども加算臨時給付金	事前	
令和7年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	(1)～(3)の事務:保健福祉部福祉総務課 (4)～(8)の事務:総合政策部総合政策課	(1)～(3)、(9)、(10)の事務:保健福祉部福祉総務課 (4)～(8)の事務:総合政策部総合政策課	事前	
令和7年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	(1)～(3)の事務:福祉総務課長 (4)～(8)の事務:総合政策課	(1)～(3)、(9)、(10)の事務:福祉総務課長 (4)～(8)の事務:総合政策課長	事前	
令和7年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	(1)～(3)の事務:栃木市役所 保健福祉部福祉総務課 住所:栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2201 (4)～(8)の事務:栃木市役所 総合政策部総合政策課 住所:栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2305	(1)～(3)、(9)、(10)の事務:栃木市役所 保健福祉部福祉総務課 住所:栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2201 (4)～(8)の事務:栃木市役所 総合政策部総合政策課 住所:栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2305	事前	
令和7年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	(1)～(3)の事務:栃木市役所 保健福祉部福祉総務課 住所:栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2201 (4)～(8)の事務:栃木市役所 総合政策部総合政策課 住所:栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2305	(1)～(3)、(9)、(10)の事務:栃木市役所 保健福祉部福祉総務課 住所:栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2201 (4)～(8)の事務:栃木市役所 総合政策部総合政策課 住所:栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2305	事前	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事前	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事前	
令和7年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)栃木市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金【令和4年12月31日終了】 (2)栃木市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金【令和5年5月31日終了】 (3)栃木市低所得世帯支援給付金【令和6年6月30日終了】 (4)栃木市住民税均等割のみ課税世帯支援臨時給付金 (5)栃木市低所得子育て世帯支援こども加算臨時給付金 (6)栃木市低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付) (7)栃木市新たな低所得世帯支援臨時給付金 (8)栃木市新たな低所得子育て世帯支援こども加算臨時給付金 (9)栃木市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 (10)栃木市住民税非課税世帯等に対するこども加算臨時給付金	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)栃木市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金【令和4年12月31日終了】 (2)栃木市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金【令和5年5月31日終了】 (3)栃木市低所得世帯支援給付金【令和6年6月30日終了】 (4)栃木市住民税均等割のみ課税世帯支援臨時給付金 (5)栃木市低所得子育て世帯支援こども加算臨時給付金 (6)栃木市低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付) (7)栃木市新たな低所得世帯支援臨時給付金 (8)栃木市新たな低所得子育て世帯支援こども加算臨時給付金 (9)栃木市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 (10)栃木市住民税非課税世帯等に対するこども加算臨時給付金 (11)栃木市定額減税補足給付金(不足額給付)	事前	

[illegible]